

こんごう

富田林民主商工会
〒584-0036
富田林市甲田6-1-51
電話 0721-25-2233
FAX 0721-25-2830
HP ton-min@ton-min.jp



民商無料法律相談(要予約)

- 7月22日(水) 午後5時から(予定)
- 担当:岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

6月19日(金) 収支内訳書 説明会



6月19日(金)午後2時、午後7時の2回、すばるホールで「収支内訳書説明会」を行いました。参加者は全体で37人でした。

1947年に確定申告がスタートして、1984年に国は、収支内訳書を付けるように「義務付ける」ようとしていましたが、民商をはじめ、自営業者が「忙しくてとてもできない業者はどうすればいいのか?青色申告と同じになるが、青色控除が白色申告にないのはおかしい」など、大きな反発を呼びました。結果、当時の国会(101国会)で「事業者に多大な負担がある場合は、添付しなくても良い」と付帯決議されています。つまり、収支内訳書を提出するのは「事業者」が決めるものであって、税務署がお願い文書を出すこと自体、おかしい話です。

6月20日(土) 戦争立法反対!!

6月20日(土)午前10時から、富田林市民会館にて「戦争立法反対」富田林決起集会を行いました。参加者は全体で100人でした。講師に弁護士の西 晃さんを迎えて話をしてくれました。

「国際平和支援法」は戦争への一歩!憲法9条に集団的自衛権が触れる事で「違憲」と憲法学者は言いました。しかし、今の安倍政権は「参考にはするけども、決めるのは政府」と発言しています。つまり「誰に反対されても、自分のやりたいことをする」と言っているのです。どの世論調査でも、今回の国会で法案を通すことに反対が8割。法案自体に反対が6割と、国民の意思を無視した、民主主義とは思えない政治を今の政府は行ってい

ます。これに対して、国民側もNO!とハッキリと訴えましょう。と話してくれました。

日本弁護士会も反対 憲法違反の法律は許さない

現在、日本中に約3万人の弁護士がいます。今回の違憲法案は成立させないため、日本中の弁護士会が全会一致で反対することに決めました。内閣が言っている「砂川最高裁の判例では、集団的自衛権は合憲」と言っていますが、問題が2つあります。1つ目は「集団的自衛権」という文書が、砂川裁判で判例の中に入っていないことです。また、2つ目は、5年前にアメリカのある公文書が公開されたことです(アメリカは公文書を50年経つと一般公開します)。その内容は、1つ目の「砂川裁判」で当時、最高裁判官だった田中さんから「裁判中に情報をアメリカに伝え、アメリカの指示を受けながら裁判を行い、合憲という判決を出した」ことが判明しています。つまり、日本の最高裁判官が、裁判中に情報を横流しし、他人に指示を受けて判決を行うなど言語道断です。それを根拠にしていること自体、今の内閣はおかしいと思います。と、話していただきました。



領収書整理・記帳会のご案内

7月 14日(火)、21日(火)
午後2時~3時

パソコンをお持ちの方は持参して下さい。

夜も希望のある方は連絡下さい。
民商事務局:日岡、青砥

記帳義務化、来年からはマイナンバーの実施など、税金・経営対策で記帳が必要不可欠になってきました。一人では中々できない方は、民商でも領収書整理会と記帳会を行っていますので、是非参加ください。夜は予約制になっていますので、連絡下さい。

